

福島県立須賀川支援学校郡山校

学校いじめ防止基本方針

はじめに

福島県立須賀川支援学校郡山校（以下「本校」）では、近年、「いじめ」や「いじめにつながるような児童どうしのトラブル」等の報告はないものの、校内教育相談等においては、どの生徒も学業面、対人関係など、学校生活への適応に悩みを抱えており、きめ細やかな対応が必要と言える。

「いじめの未然防止のための取り組み」や「いじめの早期発見の取り組み」等の内容は、いじめへの対応にとどまらず、本校教育の根幹を成すものであり、1個の人間、そして社会人として成長していく児童生徒への支援のありかたとして当然求められてくる内容となっている。これからも有機的な人間関係の中で、それぞれの個性を発揮できる教育環境を整え、一丸となって教育目標及び児童生徒一人一人の自己実現の目標の達成に向かって取り組んでいきたい。

基本方針

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童生徒の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

《具体的ないじめの様態（例）》

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。

- ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたりする、落書きをされたり、捨てたりされる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ・衣服を脱がされたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られてくる。
 - ・SNSのグループから故意に外される。

(4) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

校長、分校長、指導部主任、教務主任、特別支援教育コーディネーター、各学部主事、養護教諭

③ 組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録と共有
- ・ いじめの疑いに係わる情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

(5) いじめの未然防止のための取り組み

- ① 児童生徒と教職員の信頼関係を構築・維持し、一人一人の障がいの状態や発達段階、特性を的確に把握し、児童生徒の不安や悩み、思いや願い等を的確にくみ取りながら、共感的な理解に努め、一人一人の自己実現を図る。
- ② 児童生徒が「わかる授業」で生き生きと学び、「学びあいの学習」が保障されて、自己有用感を持ちながら絆づくりができるようにする。体験活動を重視し、主体的な参加・活躍を図り、規範意識や自尊感情の向上を図る。
- ③ 学活や集会等に児童生徒への生活指導、安全指導を実施する。

(6) いじめの早期発見のための取り組み

- ① 児童生徒に関する情報については、教職員同士での共有化を図るとともに必要に応じて保護者と連携しながらその対応にあたる。
- ② 「いじめアンケート」を実施し、結果を全職員で共有する。
- ③ 校内教育相談にて、児童生徒からの訴えを受ける。保護者との懇談も必要に応じて実施する。(外部の専門家活用機会も設定する。)

(7) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、いじめ防止対策委員会において速やかに、当該児童生徒に係わるいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果について分校長を通して校長に報告する。
- ② 事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けたものの立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通して行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

⑥ 重大事態発生時の対応

《重大事態とは》

ア いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を被った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

《重大事態の報告》

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

《重大事態の調査》

ア 重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」に適切な専門家を加えた調査組織を設け、調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対してアンケートを実施し、事実関係を調査する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。

ウ いじめを受けた児童生徒および保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報提供をする。その際には個人情報保護に関する法律等を踏まえて行うようにする。